

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県EV急速充電設備整備費補助金に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和5年12月28日とする。

(知事が定める要件)

第3条 要綱別表6の2(2)に規定する知事が別に定める要件は、リース料の算定に当たり、元本相当額から補助金相当額分を減額する等の方法により、補助金相当額が補助事業で導入するEV急速充電設備の使用者に還元されるようにすること。

附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月26日から施行する。